

「深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に関する覚書」の確認事項(案)

新千歳空港の24時間運用を巡る千歳市地域協議会を構成する北海道、千歳市及び町内会は、平成 年 月 日付けの「深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に関する覚書」の細部について、次のとおり確認する。

記

【住宅防音対策】

(1) 対策区域の指定日

平成27年10月31日とする。

(2) 工事の適用工法

住宅防音工事の適用工法は、次のとおりとする。

別紙に定める対策区域の区分	適用工法	計画防音量(※)
対策区域①	A工法	25dB以上
対策区域②	B工法	
対策区域③	C工法	20dB以上

(※) 計画防音量は、500ヘルツにおける総合透過損失値を標準とする。

(3) 工事の内容

○ 防音建具機能復旧工事

機能復旧工事は、防衛省地方協力局が定める「住宅防音工事標準仕方書」に準拠して実施する。

ただし、防音サッシは、日本工業規格(JIS)に定める基準T-2の遮音性能を満たすものへの取替とし、この取替に代えて内窓を設置できるものとする。

助成対象メニュー	以下のいずれかを選択 ① 既存の防音サッシを新しい防音サッシ(T-2)に取替 ② 既存の防音サッシに内窓を追加
----------	---

○ 新規住宅防音工事及び建替住宅防音工事

防音工事は、防衛省地方協力局が定める「住宅防音工事標準仕方書」に準拠して実施することとし、工法別の区分により、天井や壁などの必要な工事を行う。

ただし、防音サッシは、日本工業規格(JIS)に定める基準T-2の遮音性能を満たすものへの取替とし、この取替に代えて内窓を設置できるものとする。

すものへの取替とし、この取替に代えて内窓を設置できるものとする。

区 分	A 工 法	B 工 法	C 工 法
天 井	在来天井を撤去し、防音天井に改造 〔鉛板貼せっこうボードあり〕	同左 〔鉛板貼せっこうボードなし〕	原則として在来のまま 〔著しく防音上有害な亀裂、隙間がある場合は補修工事を実施〕
壁	在来壁を撤去し、防音壁に改造 (遮音シートあり)	同左 (遮音シートなし)	
外部開口部	防音サッシ (T-2) に取替又は既存のサッシに内窓を追加		
内部開口部	防音建具 (襖、ガラス戸等) に取替		
床	原則として在来のまま (著しく防音上有害な亀裂、隙間がある場合は補修工事を実施)		
空気調整設備	暖房機器 (FF式) ・空調機器 (防音型換気扇など) ・冷房機器の設置		

【住宅防音対策の補完】

住宅防音対策の対象住宅全戸において、家族数分の居室（原則寝室とする。）に、内窓及び冷房機器を設置する。

なお、内窓が既に寝室に設置されているなどの理由により、上記の対策を実施しない場合は、寝室の静寂な室内環境の確保が期待される屋根、天井又は壁の工事を選択可能とし、その工事費は、1戸当たり100万円を上限とする。

【フォローアップ】

防音工事後のフォローアップは、防音機能の維持・確保を目的として、国に準拠しながら必要な工事を実施することとし、その時期や内容は適正な時期に検討する。

なお、新規住宅については、フォローアップの中で、住宅防音対策の進捗状況や一定期間後の住宅の防音機能の状況を踏まえ、適正な時期に補完対策を実施する。

【町内会からの意見等への対応】

発着枠拡大協議に当たり、町内会から出された意見等に対しては、別記のとおり対応するものとする。

この確認事項を証するため、本書を15通作成し、北海道、千歳市及び町内会が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

北海道総合政策部交通企画監

千歳市企画部長

旭ヶ丘町内会代表

弥生町内会代表

寿町内会代表

梅ヶ丘1丁目町内会代表

若葉団地町内会代表

日の出南町内会代表

日の出北町内会代表

根志越エアカーゴ基地

対策協議会（根志越）代表

根志越エアカーゴ基地

対策協議会（中央長都）代表

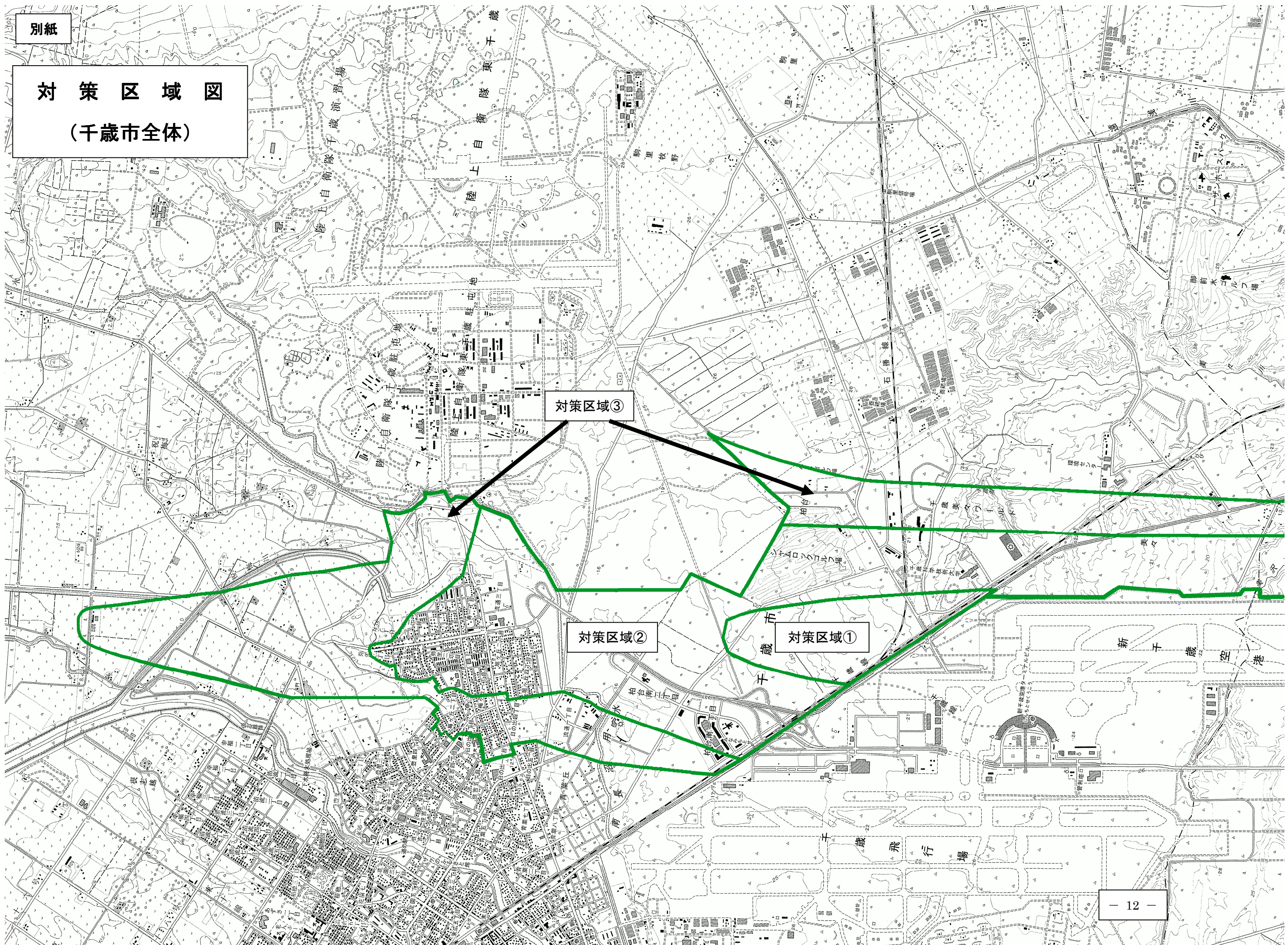
あけぼの団地町内会代表

寿官舎町内会代表

駒里連合会代表

祝梅町内会代表

対策区域図
(千歳市全体)



対策区域③

対策区域②

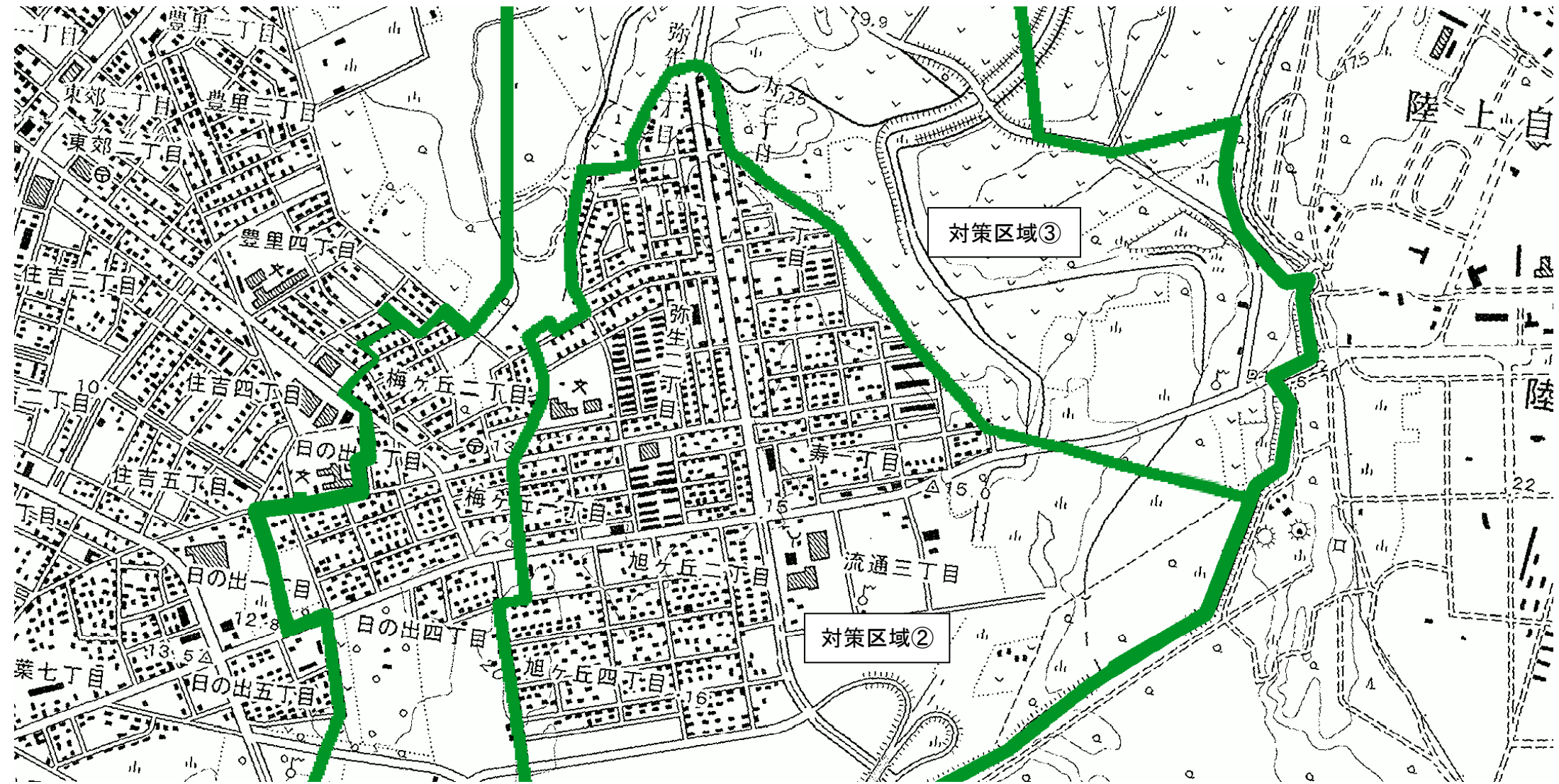
対策区域①

対策区域図（詳細）

根志越地区



市街地区



町内会からの意見等への対応について

1	発着枠拡大に係る検討について	1
2	住宅防音対策について	3
3	地域振興対策について	1 1
4	その他	1 5

<参考> 索引（一覧）

1 発着枠拡大に係る検討について

意見・要望	対 応
(1) 枠拡大への不安	
A-1 深夜・早朝時間帯の増枠への不安 ・航空機騒音の増加による睡眠妨害、健康被害に不安がある。 【旭ヶ丘、根志越（根志越）、弥生、日の出南、寿】	・地域の皆様には、現在の6枠の運用において、これまで多大なご理解とご協力をいただいております。この度の枠拡大により航路下の皆様に更なるご負担をお願いすることは大変、心苦しく思っているところです。
A-2 枠拡大への懸念 ・平成26年1月14日の千歳民報で、航空機騒音の影響が上昇すると心臓病による入院率が高まることについてのアメリカ・ハーバード大学の調査結果が報道された。 【寿】	・枠拡大に伴い、地域の皆様が将来にわたって、安心して暮らすことのできる環境づくりに努め、地域と空港が共存・共栄できるよう、必要な対策をしっかりと講じてまいりますので、何卒ご理解をお願いします。
A-3 北海道発展と住民生活 ・北海道の発展に協力することは賛成だが、生活が破壊される懸念がある。 【梅ヶ丘1丁目】	
A-4 枠拡大に反対 ・どんな条件であっても、枠拡大には反対。 【旭ヶ丘】	
A-5 更なる枠拡大への懸念 ・30枠に拡大しても、更に増便を求められることを懸念。 【旭ヶ丘】	・必要枠数については、航空会社の就航ニーズや将来的な航空情勢を十分に見極めた上で、新千歳空港が国際拠点空港として、その機能を最大限に発揮するために、必要となる枠数を提示させていただいたところです。 ・道としては、当面は、30枠により航空ニーズに対応できるものと考えています。

意見・要望	対 応
<p>(2) 深夜時間帯</p> <p>A-6 時間帯制限の短縮 ・増枠分を「22:00 から 24:00」ではなく、「22:00 から 23:00」に短縮すべき。 【旭ヶ丘】</p> <p>A-7 深夜時間帯の増便の可能性 ・0:00～6:00 は貨物便が2便運航しているが、6便まで増える可能性がある。 【梅ヶ丘1丁目】</p> <p>A-8 深夜貨物便の運航停止 ・枠拡大の条件に、深夜貨物便の飛行を停止し、安眠できるようにしてほしい。 【寿】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時間帯制限については、地域住民の皆様のご意見を踏まえ、航路直下の住民の皆様様の睡眠と健康に配慮するとともに、ご不安やご懸念を少しでも和らげたいとの考えから、設定するものです。 ・その考え方は、大半の方々が就寝中であると考えられる0時から6時までの時間帯に配慮し、今回増加する24枠については、22時から24時及び翌朝6時から7時の時間帯に制限するものです。 ・何卒ご理解をお願いします。
<p>(3) 地域への影響</p> <p>A-9 騒音による宅地の価値への影響 ・6枠合意時には、騒音のために地域への居住を敬遠したり転居した人がいた。地価が下落し、土地などの固定資産売却が困難となる。 【旭ヶ丘】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の皆様には、現在の6枠の運用において、これまで多大なご理解とご協力をいただいております。この度の枠拡大により航路下の皆様に更なるご負担をお願いすることは大変、心苦しく思っているところです。 ・枠拡大に伴い、地域の皆様が将来にわたって、安心して暮らすことのできる環境づくりに努め、地域と空港が共存・共栄できるよう、必要な対策をしっかりと講じてまいりますので、何卒ご理解をお願いします。 ・なお、枠拡大による千歳市の年間経済波及効果は、約56億円と試算しており、空港周辺地域における経済や地域の発展に効果があるものと考えています。 ・新千歳空港を核とする北海道の発展のため、道の政策にご理解とご協力をお願いします。

2 住宅防音対策について

《基本的な考え方》

○対策区域の設定	○工事内容・工法区分	○その他
<p>①国と同様にコンタ－調査によることとし、平成24年度コンタ－調査によるLden57dB以上の地域を対策区域とします。(防衛省では、Lden62dB以上を対策区域としているが、道では、6枠対策時と同様にLden57dB以上を対象とします。)</p> <p>②ただし、地域からのご意見を踏まえて、「現在の基本区域」及び「市街地では、基本区域内の町内会に属する区域で、住戸が連たんしている区域」まで拡大します。</p>	<p>③工事内容については、防衛省に準拠することとします。</p> <p>④対策区域については、防衛省ではLden62dB以上を対策区域としていますが、道ではLden57dB以上を対象とし、さらに、②のように拡大しています。</p> <p>⑤工法区分については、防衛省はLden66dB以上を「第Ⅰ工法(A・B工法)」、Lden62dB以上を「第Ⅱ工法(C工法)」としていますが、道は6枠対策時の工法区分と同様とします。</p> <p>※工事内容は防衛省に準拠していますが、対策区域、工法区分は防衛省よりも上回っており、防衛省の対策であれば第Ⅱ工法の対象とならない地域でも一部ではB工法の対象としています。</p>	<p>⑥「深夜の睡眠への配慮」といった観点から、住宅防音対策の補完として「寝室」の防音対策をさらに強化します。</p> <p>⑦その他、住宅防音の更なる充実を求めるご意見が多いことから、千歳側の独自事業として、地域振興対策で設置する基金により、防音機能の維持・拡充等に資する事業を実施することも可能とします。</p>

《個別意見に対する回答》

意見・要望	対応
(1) 対策の基本事項	
ア 対策区域	
B-1 6枠合意後に編入された区域の取扱い ・町内会を分断しないのであれば、新しく編入された区域も対象とすべき。【あけぼの】	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地は現在の基本区域と基本区域内の町内会に属する地域で、住戸が連たんしている区域の状況を勘案し、地域の一体性があるものとみなして今回の対策区域としていることから、6枠合意後に町内会に編入された区域があれば、その区域も対象とします。
B-2 6枠対策時の準対策区域 ・今回は対象となるのか。また、対象である場合、対策内容に差異はないか。【あけぼの】	<ul style="list-style-type: none"> ・あけぼの団地町内会は対策区域となり、その対策内容はC工法となります。
B-3 対策区域の拡大 ・市街地の郊外も対策区域に入れてほしい。【根志越(根志越)、根志越(中央長都)】	<ul style="list-style-type: none"> ・対策区域は、地域からのご意見を踏まえ、現在の基本区域に加えて、市街地では基本区域内の町内会に属する地域で住戸が連たんしている区域まで、地域の一体性があるものとみなして拡大し、今回の対策区域としたものであり、ご理解をお願いします。

意見・要望		対 応
B-4 工法区分の見直し ・騒音実態に応じたきめ細やかな対策の実施を。 【旭ヶ丘】	<ul style="list-style-type: none"> 旭ヶ丘町内会はB工法になります。 当初案では、Lden57dB（70W相当）以上の区域としてC工法になるとしていましたが、6枠対策時と同様の区域・工法とします。 なお、地域の皆様のご意見・ご要望を踏まえ、住宅防音対策の補完を実施します。 	
B-5 工法区分のかさ上げ ・隣の町内会と同様にB工法としてほしい。 【日の出南】	<ul style="list-style-type: none"> 当初案では、Lden57dB（70W相当）以上の区域を対策区域としていましたが、「現在の基本区域」及び「市街地では基本区域内の町内会に属する区域で住戸が連たんしている区域」までを上げたところであり、住宅防音対策としては、6枠対策との整合性を図るとともに、6枠対策と同様に一定の差を設けることについてはご理解をお願いします。 ただし、地域振興対策で設置する基金により、防音機能の維持・拡充等に資する事業を実施することも可能としたところです。 	
イ 区域指定日		
B-6 新たな区域指定日後住宅への対応 ・指定日後に事情により住まざるをえなくなった場合の対策。 【弥生】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅防音対策の対象住宅を定める区域指定日後の住宅に対し、新たな対策を講じることは難しいものと考えています。 なお、区域指定日前に所在する住宅に家族が増えた場合、工事の申請前（3か月前）であれば、対象室数の基礎となる「家族数」に含めることは可能です。 	
B-7 区域指定日 ・今回の区域指定日はいつになるのか。 【弥生】	<ul style="list-style-type: none"> 合意が得られた後に、速やかに対策区域の指定を行う予定ですが、6枠合意時の状況などに準拠して、合意後、2か月後の月末日を指定する考えです。 	
(2) 住宅防音工事		
ア 工事の内容		
B-8 防音建具機能復旧工事ができなかった住宅への対策 ・差室なし住宅、工事を辞退した住宅への配慮を。 【勉強会（旭ヶ丘）】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅防音対策の補完としては、差室なし住宅や防衛省の対象室で工事をしていない部屋も含め、寝室対策（内窓設置及び冷房の設置）を行います。 なお、防衛省の対象室の対応については、防衛省の窓口へお問い合わせください。 	
B-9 工事内容の拡充 ・サッシはT-4レベル、屋根や外壁も対象に追加。 【梅ヶ丘1丁目、寿】	<ul style="list-style-type: none"> 遮音性能の向上や深夜の睡眠への配慮のため、住宅防音対策の補完として、寝室対策（内窓設置及び冷房の設置）を行います。 なお、内窓の設置により、遮音性能はT-4レベルになると見込まれます。 また、内窓が既に寝室に設置されているなどの理由により、上記の対策を実施しない場合は、寝室の静寂な室内環境の確保が期待される屋根、天井又は壁の工事を選択可能としたところです。 	

意見・要望	対 応
B-10 C工法の内容拡充 ・屋根裏や天井を対象に追加。 【日の出北】	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省の対策や6 枠対策との整合性を図るため、C工法は防音サッシと防音建具を対象とすることでご理解をお願いします。 ・ただし、地域振興対策で設置する基金により、防音機能の維持・拡充等に資する事業を実施することも可能としたところです。
B-11 工事内容の選択 ・使い勝手が良い内容を選択できるようにしてほしい。 【日の出南】	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省は外部開口部には防音サッシへの取替のみを行っていますが、道では、内窓の設置に代えるという選択肢を設けたほか、地域振興対策で設置する基金により、防音機能の維持・拡充等に資する事業を実施することも可能としたところです。
B-12 新規住宅と経年住宅の対策 ・新規住宅と経年住宅で対策に差異を付けるべきではない。 【勉強会(寿)】	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省の工事内容に準拠し、新規住宅と経年住宅の対策には一定の差異が生じざるを得ないのでご理解をお願いします。
B-13 ペアガラスの使用 ・防衛省の防音サッシはペアガラスを使用していないが、道の工事はペアガラスを使用するのか。 【若葉団地、日の出北】	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省の防音サッシは単板 5mmガラスのアルミサッシのほか、北海道及び青森県はペアガラスの樹脂サッシが認められており、今回の道の対策も同様にペアガラスの使用は可能です。
B-14 サッシの取替に伴う外壁工事 ・サッシの取替の際には外壁工事は行わないとのことだが、例えば外壁が古く同一建材がなく、直した部分だけ模様が変わるような場合があるので、見た目をよくするために考慮願いたい。 【若葉団地、日の出北】	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな防音サッシへの取替に伴う、必要な原状復旧の実施に当たっては、国と同様に外観に配慮しつつ、できる限りの原状復旧を行います。
B-15 防衛省と同じサッシの取り付け ・防衛省準拠でも、T-2レベルの市販品のサッシでは、気密性や耐風性などが防衛省と異なる。 【旭ヶ丘】	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能については、防衛省並みのT-2レベルです。 ・なお、深夜の睡眠に配慮し、寝室に内窓を設置することとし、遮音性能をT-4レベルまで高めます。
B-16 既存サッシの原状復旧 ・既存サッシが標準仕様より良い場合は、原状復旧できるのか。 【日の出北】	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のサッシがLow-E加工やカラーなど標準仕様より良い場合は、原状復旧として、既存サッシと同等のグレードにします。 ・ただし、既存のサッシがトリプルガラスの樹脂サッシの場合は、標準サッシへの取替となります。

意見・要望	対 応
B-17 内窓の原状復旧 ・防衛省の工事事例では、和室は二重サッシのままだったが、洋室は内窓がなく、原状復旧は同様か。 【若葉団地、日の出北】	・防音サッシの取替に当たり、内窓が設置されている場合は、和室に限らず原状復旧の対象とします。 ・なお、寝室に内窓が設置されていない場合は、防音対策の補完として、家族数分の居室に内窓を設置します。
B-18 内窓の設置 ・防衛省の工事では、内窓の原状復旧がなされず、内窓がないところは設置してほしい。 【寿】	・防音対策の補完として、防衛省が設置した防音サッシに影響のない範囲で寝室に内窓を設置します。
B-19 防衛省対象室への内窓の取付 ・防衛省対象室のサッシに内窓取り付け。 【日の出北】	
B-20 外断熱仕様の住宅における防音工事 ・建築年が新しい住宅であるため、現在はサッシを取り替える必要がないと考えるが、外断熱仕様の住宅であっても、将来、工事は可能か。 【若葉団地、日の出北】	・新たな防音サッシへの取替に伴い、必要な原状復旧を行います。
B-21 外郭防音工事 ・防衛省で実施している外郭防音工事（台所、トイレ等の工事含む）の実施を。 【旭ヶ丘、日の出北、寿】	・地域振興対策で設置する基金により、防音機能の維持・拡充等に資する事業を実施することも可能としたところです。
B-22 ユーティリティへの対策 ・トイレなどは工事の対象外か。トイレや玄関からの騒音はどうするのか。 【若葉団地、日の出北】	
B-23 経年住宅のバリアフリー化 ・高齢者対策、暮らしやすさの検討を。 【勉強会（旭ヶ丘）】	

意見・要望	対 応
B-24 防音工事と補償金の選択 ・防音工事で遮音性能が悪化した事例があるので、防音工事と補償金の選択ができないか。 【旭ヶ丘】	・住宅防音対策とは、航空機による騒音被害を長期間にわたり軽減するために行うものであり、騒音被害を金銭で補償することは適当ではないと考えていますのでご理解をお願いします。
B-25 移転補償 ・増枠後にうるさくて住めないという人が出るかもしれないのでその際は補償を。 【寿】	・防衛省に準拠しますが、移転対象となる騒音の著しい地域（Lden70dB（85W））ではないことから、移転補償はできませんので、ご理解をお願いします。 ・なお、地域振興対策で設置する基金により、防音機能の維持・拡充等に資する事業を実施することも可能としたところです。
B-26 防衛省に準拠した工事の内容 ・防衛省の補償は、昭和57年4月を境に内容が違わずであるが、今回の補償は昭和57年3月以前の内容となるのか。 【梅ヶ丘1丁目】	・昭和57年3月に防衛省は「千歳飛行場に係る第一種区域（75～80W）の追加指定（告示）」をしており、この時点で対策区域内に存在する住宅を「告示前住宅」といい、防衛省の防音対策が行われています。 ・これ以降に建築された住宅を「告示後住宅」といい、防衛省の防音対策の対象となっていませんが、平成6年に合意した24時間運用（6枠合意）の期日指定日（平成7年5月）までに建築された住宅は、道の6枠対策で防音対策が行われました。 ・今回の道の提案は、6枠対策（告示後住宅への工事）内容とは異なり、防衛省の工事に準拠した内容となります。
イ 工事の対象	
B-27 防音工事実施済住宅 ・6枠対策で防音工事をしたが、サッシ回りが腐るなどの影響が出ており、今回はこれらも対象になるか。 【あけぼの】	・新たな防音サッシへの取替に伴い、必要な原状復旧を行うことから、サッシの腐食部も対象となります。
B-28 6枠工事実施部屋 ・6枠対策で工事した部屋や辞退した部屋がどこかは分かるか。 【日の出南、若葉団地、日の出北】	・6枠当時の工事関係資料（申請書、設計図等）は（公財）新千歳空港周辺環境整備財団において保管しており、確認が可能です。工事の実施段階で、工事の実施箇所や内容を確認させていただきます。
B-29 建替住宅 ・家を建て替えたが対象になるのか。 【根志越（中央長都）】	・6枠対策による防音工事の対象住宅等で、区域指定日までに建て替えられた住宅等は、新規住宅に該当し、工法別の区分により、必要な防音工事を行います。 ・なお、経年住宅や新規住宅に係る工事に代えて建て替えを行う場合は、建替住宅として、通常仕様と防音仕様の差額を助成します。

意見・要望	対 応
B-30 指定日後住宅 ・ 6 枠指定日以降の住宅に防音対策を。 【旭ヶ丘、弥生】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 枠対策の指定日以降、今回の区域指定日までに建てられた住宅については、新規住宅として、工事を実施します。(H7.6.1～)
B-31 集合住宅アパート、マンションへの防音対策 【勉強会(旭ヶ丘)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防音工事は集合住宅も対象となりますが、RC造の場合、天井、壁、床は対象外であり、躯体の構造上、工事に制限が生じる場合もあります。 ・ なお、集合住宅については、部屋別の工事よりも大規模修繕等のタイミングに合わせて一斉に行う方が効率よくコストもかからないと考えられることから、入居・非入居問わず、希望により全戸一斉に工事を行うことができますものとします。
B-32 「差室なし」「差室あり」住宅 ・ 告示前住宅の「差室なし」「差室あり」について、詳しく説明を。 【若葉団地、日の出北】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 告示前住宅とは、防衛省の住宅防音工事の対象区域(第I種区域)の指定の告示日(昭和57年3月31日)時点で区域内(Lden62(75W)以上)に所在する住宅です。 ・ 防衛省は第I種区域内の告示前住宅について、「家族数+1」(最大5室)の防音工事を実施します。一方、道の対策は、新たな区域指定日時点で対策区域内に所在する住宅について、「家族数+1」(最低5室)を工事します。 ・ 告示前住宅で、防衛省と道の対策区域が重複する区域は、両方の工事が対象となりますが、住宅の居室数と防衛省の工事対象室数に差がある場合を「差室あり」、差室がない場合を「差室なし」と言っています。 ・ 例えば、3人家族で居室が7室の住宅では、防衛省が4室、道が5室となり、今回の対策は差室の$5 - 4 = 1$室が対象となります。4人家族で居室が5室の住宅の場合、防衛省が5室全てとなるため、今回の対策は差室なし住宅となります。
B-33 差室の取扱い ・ 「差室」があれば、そこは24時間の対象となるのか。 【日の出南】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差室の部屋が6枠対策の防音工事を行っていれば、今回は防音建具機能復旧工事の対象となります。 ・ なお、差室の対象の部屋が6枠対策を行っていない場合は、新規住宅防音工事の対象となります。
B-34 防衛省対象室の実施 ・ 襖だけ工事した部屋の取扱いは。 【日の出南】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛省の工事対象室については、防衛省が必要な工事を実施することとなりますので、その取扱いは防衛省の窓口へお問い合わせください。 ・ なお、防音対策の補完として内窓の設置は可能です。
B-35 増築した部屋 ・ 防衛省の防音工事後に増築したが、増築した部屋は工事の対象となるか。 【若葉団地、日の出北】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増築後の部屋数が「家族数+1」(最低5室)の範囲内であれば対象となります。

意見・要望		対 応
B-36 機器更新したレンジ扇を交換 ・機器更新でレンジフードを交換した後、不格好なので自分で換えたが、対象になるか。 【日の出南】	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の住宅防音工事では、空調機器等の更新は実施しませんが、6 枠時の対策として設置した基金の運用益の一部を活用し、平成30年度を目途に新たな機器更新事業を実施することになっています。 	
B-37 暖房機器の更新 ・エアコンはあまり使用しないので更新しないが、ストーブは毎日使用するので、ストーブの更新は1度に限定しないでほしい。 【梅ヶ丘1丁目】		
ウ 工事の回数		
B-38 住宅防音対策の更新 ・30 枠の影響を踏まえた上で対策内容を変更できないか。 【旭ヶ丘】	<ul style="list-style-type: none"> ・提案した内容は、コンター調査に基づく30 枠の影響を踏まえた対策内容としています。 ・なお、合意書に基づく航空機騒音の常時監視は引き続き実施することから、新たな騒音影響が確認された場合には、必要な対応を検討・協議いたしますのでご理解をお願いします。 	
B-39 対策の回数 ・騒音は子、孫の世代まで続くため、補償は1回のみ限定しないでほしい。 【梅ヶ丘1丁目】		
B-40 対策の根拠と時期 ・道の補償があるということは離着陸直下の自分の不動産、動産の価値を低下させることでもある。北海道の発展に協力はするが、補償に関しては一時的であってはならない。 【梅ヶ丘1丁目】		
エ 工事の時期		
B-41 予算の上積み ・工事実施の我慢をしなくても良いよう、予算の上積み。 【寿】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の皆様との合意に基づき実施する事業であるため、道としては、対象となる住宅数を把握した上で、事業の実施に必要な予算を毎年度確保する考えですのでご理解をお願いします。 	

意見・要望		対 応
B-42 手続方法 ・申請ではなく、行政側から各戸に確認。 【寿】		・対策が決定した後は、住民説明、意向調査、現地調査などを実施し、対象となる皆様への説明に漏れがないようにきめ細やかに対応していきますのでご理解をお願いします。
オ 他の空港		
B-43 成田の対策内容 【旭ヶ丘】		<p>(対象区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成田国際空港周辺地域では、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(以下「騒防法」という。)に基づき、国土交通省が告示した騒音区域(第1種区域(Lden62dB(75W)以上))内の住宅について成田国際空港(株)(NAA)が防音工事を実施しています。 ・また、騒防法の対象とならない隣接の地域(滑走路の谷間の地域等)については、(公財)成田空港周辺地域共生財団や成田市などの自治体が防音工事を実施しています。 <p>(工事内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種区域(Lden62dB(75W)以上)では、NAAが全居室を対象(浴室、洗面所、便所、納戸は除く)に民家防音工事などを実施しており、工事限度額は、4人以上の世帯では、B工法は900万円、C工法は510万円となっています。 ・それ以外の区域では、財団や自治体がNAAのC工法相当の住宅防音工事を実施しています。
カ 防衛省		
B-44 防衛省の防音工事の額 ・防衛省による1戸全部工事の場合と、サッシだけを交換した場合の金額は。 ・防衛省の毎年の予算額はどの程度か。 【旭ヶ丘】		<ul style="list-style-type: none"> ・第I工法の区域で防音工事を5室行った場合、限度額は927万7千円(設計監理費含む)になります。 ・防音サッシの交換だけの場合は、限度額を設定していません。 ・なお、予算額は承知しておりません。防衛省の窓口へお問い合わせください。
B-45 防衛省との合同工事 ・防衛省も毎年予算を確保して工事をしているが、道と防衛省と合同で予算を確保して一気に工事できないか。 【旭ヶ丘】		<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省は法律に基づき、道は皆様との合意に基づき、別々の対策として区域を設定し、毎年の予算の範囲内で防音工事を実施することから、合同で工事を行うことは難しいものと考えています。 ・それぞれの窓口が異なるため、ご面倒をおかけしているところですが、皆様の住宅防音工事に係る諸手続について、防衛省(北海道防衛局)との連携を深め、申請や問い合わせ窓口において分かりやすく丁寧な対応を行うなど、窓口サービスの向上に努めていきますのでご理解をお願いします。

3 地域振興対策について

意見・要望	対 応
(1) 安全・安心な生活の確保	
C-1 交番の設置 【勉強会（旭ヶ丘）】	<ul style="list-style-type: none"> ・交番設置は、警察が、人口動態、事件・事故の発生状況などを総合的に勘案して決定しており、広域的に安全を守るという視点からの検討が必要となります。 ・平成7年に設置した住吉交番は、6 枠合意時の旭ヶ丘地区からのご要望に基づき設置したものであることから、現状での対応とすることでご理解をお願いします。
C-2 防災対策の実施 【勉強会（旭ヶ丘）】	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会や地域の防災体制の整備は、全市的な計画と整合を図りながら、検討する必要があるものと考えています。
C-3 防災無線の整備 【旭ヶ丘、寿、勉強会（弥生、梅ヶ丘1丁目）】	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の地域にお住まいの皆様からは、将来にわたって、安心して暮らすことのできる環境づくりとして、施設等の整備より、深夜の睡眠への配慮の観点から、寝室の防音対策の強化など、住宅防音の更なる充実を求めるご意見が多かったことから、千歳市側の独自事業として、地域振興対策で設置する基金により、防音機能の維持・拡充等に資する事業を実施することを可能とすることでご理解をお願いいたします。
(2) 豊かで質の高い生活の確保	
C-4 生活道路（寿道路）の整備 【勉強会（寿）】	<ul style="list-style-type: none"> ・市道や公園の整備については、全市的な整備計画や老朽化の度合いなどを考慮して、順次適切に整備を進めていく必要があるものと考えています。 ・市街地の地域にお住まいの皆様からは、将来にわたって、安心して暮らすことのできる環境づくりとして、施設等の整備より、深夜の睡眠への配慮の観点から、寝室の防音対策の強化など、住宅防音の更なる充実を求めるご意見が多かったことから、千歳市側の独自事業として、地域振興対策で設置する基金により、防音機能の維持・拡充等に資する事業を実施することを可能とすることでご理解をお願いいたします。

意見・要望	対 応
C-5 街路灯等のLED化 【勉強会（梅ヶ丘1丁目）】	<ul style="list-style-type: none"> ・街路灯のLED化は、全市的な計画に基づき、整備を進めていく必要があるものと考えています。 ・防犯灯のLED化は、市が実施する助成制度を活用した実施が可能となっています。 ・市街地の地域にお住まいの皆様からは、将来にわたって、安心して暮らすことのできる環境づくりとして、施設等の整備より、深夜の睡眠への配慮の観点から、寝室の防音対策の強化など、住宅防音の更なる充実を求めるご意見が多かったことから、千歳市側の独自事業として、地域振興対策で設置する基金により、防音機能の維持・拡充等に資する事業を実施することを可能とすることをご理解をお願いいたします。
C-6 流雪溝の整備又は移動式融雪機の設置 【勉強会（梅ヶ丘1丁目）】	<ul style="list-style-type: none"> ・流雪溝の整備は、技術的、水利権の課題などから、対応は困難であると考えます。 ・市街地の地域にお住まいの皆様からは、将来にわたって、安心して暮らすことのできる環境づくりとして、施設等の整備より、深夜の睡眠への配慮の観点から、寝室の防音対策の強化など、住宅防音の更なる充実を求めるご意見が多かったことから、千歳市側の独自事業として、地域振興対策で設置する基金により、防音機能の維持・拡充等に資する事業を実施することを可能とすることをご理解をお願いいたします。 ・なお、融雪機等の設置については、地域振興対策で設置する基金による対応も可能としたところで
C-7 運動施設などの整備 【勉強会（旭ヶ丘）】	<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設の整備については、全市的な必要性を勘案の上、実施の可否を検討する必要があるものと考えています。 ・市街地の地域にお住まいの皆様からは、将来にわたって、安心して暮らすことのできる環境づくりとして、施設等の整備より、深夜の睡眠への配慮の観点から、寝室の防音対策の強化など、住宅防音の更なる充実を求めるご意見が多かったことから、千歳市側の独自事業として、地域振興対策で設置する基金により、防音機能の維持・拡充等に資する事業を実施することを可能とすることをご理解をお願いいたします。

意見・要望	対 応
C-15 電気代への助成 【旭ヶ丘】	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省による電気代の助成については、本州においては主に生活保護受給世帯を対象に実施していますが、道内では実施していません。 ・道としては、防衛省に準拠し、実施は困難と考えておりますので、ご理解をお願いします。
C-16 固定資産税や上下水道料金の緩和 【旭ヶ丘】	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地域とのバランスの観点から、固定資産税や水道料金の軽減は困難と考えていますが、道と市が連携し、安全・安心な生活環境の確保と、活力ある地域づくりに取り組めますので、ご理解をお願いします。
(3) 産業の振興	
C-17 企業誘致 【寿】	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地について、道は産業振興条例に基づく助成を実施しており、今後も千歳市と連携しながら、流通業務団地への企業誘致を進めてまいりたいと考えています。
C-18 温浴施設の活用 【根志越（根志越）】	<ul style="list-style-type: none"> ・根志越地区の温浴施設活用策については、都市計画法などの関係法令を遵守しながら、市と連携して対応を検討していきます。
C-19 官舎や社宅などの誘致 【駒里】	<ul style="list-style-type: none"> ・駒里地域は、都市計画法上の市街化調整区域に位置しており、ご要望の官舎や社宅の建設については、建築が制限されております。 ・地域の定住促進策としては、駒里農村再生特区の活用などにより進めていただくことで、ご理解をお願いします。

4 その他

意見・要望	対 応																		
<p>(1) 騒音一般</p>																			
<p>D-1 騒音の実測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音値を実測するなどして各地域に示してほしい。 ・どの程度での騒音値で、防音対策によってどのくらいの効果上がるのかといったことを分かりやすく説明してほしい。 <p style="text-align: right;">【梅ヶ丘1丁目、日の出南】</p>	<p>(騒音の実測)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音については、現在設置している測定局での実測を継続し、その変動を監視していきます。 <p>(航空機騒音の程度・影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lden57dB は、航空機騒音に係る環境基準について定められている水準（基準値）であり、専ら住居の用に供される地域の基準です。 ・また、Lden とは、1日の騒音レベルを平均化して算出したものであることから、単発騒音とは異なるものであり、Lden57dB の程度を単発騒音の 57dB とは比較できないので、ご理解をお願いします。 ・一般に騒音としてうるさいと感じるレベルは 50dB 以上とされています。 																		
<p>D-2 騒音の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝便の実績がなく、また、深夜に6便が飛ぶ可能性もあり、その時の懸念がある。テストフライトはできないか。 <p style="text-align: right;">【弥生】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、早朝便については実績はありませんが、国に準拠し、深夜便と同じ取扱いで対策内容を検討しているので、ご理解をお願いします。 <p>(テストフライト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6 枠協議の際は、深夜・早朝時間帯での運航実績がなかったため、平成5年に貨物便のテストフライトを実施しましたが、現在は6便運航の実績があるため、テストフライトを改めて実施する必要はないと考えていますが、今後とも航空機騒音の状況については、引き続き常時監視を実施していきます。 <p style="text-align: right;">○騒音レベルと騒音の目安</p>																		
<p>D-3 Lden57dB の音の程度</p> <p style="text-align: right;">【あけぼの】</p>	<p>(対策による影響の軽減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の対策により設置するサッシの遮音性能は、T-2 レベルで 30dB 減の効果があります。例えば、70dB の騒音であれば 40dB まで、目安でいうと「図書館程度」までの遮音が期待できます。 ・さらに、寝室対策として内窓を設置することにより T-4 レベルとなり、40dB 減の効果が期待できますので、この場合は「ホテルの室内」程度までの遮音効果となります。 																		
<p>D-4 不快に感じる騒音レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの程度ならうるさいのか分かりやすく説明してほしい。 <p style="text-align: right;">【梅ヶ丘1丁目】</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">騒音レベル</th> <th style="text-align: center;">騒音の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">90dB</td> <td style="text-align: center;">パチンコ店内 ゲームセンター店内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">80dB</td> <td style="text-align: center;">航空機の機内／鉄道の車内／バスの車内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70dB</td> <td style="text-align: center;">ファミリーレストランの店内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60dB</td> <td style="text-align: center;">博物館の館内／書店の店内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50dB</td> <td style="text-align: center;">図書館の館内 夜間の住宅地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40dB</td> <td style="text-align: center;">ホテルの室内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30dB</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20dB</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	騒音レベル	騒音の目安	90dB	パチンコ店内 ゲームセンター店内	80dB	航空機の機内／鉄道の車内／バスの車内	70dB	ファミリーレストランの店内	60dB	博物館の館内／書店の店内	50dB	図書館の館内 夜間の住宅地	40dB	ホテルの室内	30dB		20dB	
騒音レベル	騒音の目安																		
90dB	パチンコ店内 ゲームセンター店内																		
80dB	航空機の機内／鉄道の車内／バスの車内																		
70dB	ファミリーレストランの店内																		
60dB	博物館の館内／書店の店内																		
50dB	図書館の館内 夜間の住宅地																		
40dB	ホテルの室内																		
30dB																			
20dB																			

※全国環境研協議会「騒音調査小委委員会報告」より抜粋

意見・要望	対応
<p>D-5 枠拡大に伴う騒音影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6便が30便になることで騒音の影響評価が大幅に大きくなるのではないかと懸念されている。 <p>【あけぼの】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のコンター調査は深夜・早朝時間帯に30便が飛行する想定で作成したものであり、6枠合意当時よりは機材の小型化や低騒音化が進んでいることから、対策が必要となる区域は6枠当時の基本区域の中に収まっています。 ・したがって、30便に増えても騒音影響は6枠の基本区域より拡大しません。
<p>D-6 国際線の運航</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際便の航空機騒音は、国内便と比べて大きい。 <p>【あけぼの】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンター調査は、国際線6便の運航を見込み、大型及び中型の機材を設定し、国際便の航空機騒音を加味しています。 ・また、対策区域は、コンター調査の結果に基づく区域より広く設定していることから、国際便の航空機による騒音影響は6枠の基本区域より拡大しないと考えています。
<p>D-7 苫小牧側との騒音被害の違い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苫小牧側は枠拡大に了承するとのことであるが、寿町内会と比べて苫小牧側では高高度を飛行しており、騒音被害の状況が異なる。 <p>【寿】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の協議においては、当初、「必要枠数」と「住宅防音対策案」について一定のご理解をいただいた後に、「地域振興対策案」を示すこととしていたしましたが、苫小牧側では、住民の皆様からのご意見により、平成26年12月の協議会において「地域振興対策案」を示し、平成27年2月の地域協議会で基本合意をいただき、3月に調印しました。 ・なお、騒音の影響については、平成25年度民航Lden値では、寿が58dBであるのに対し、植苗、湖畔、丹治沼で57dBなどとなっており、苫小牧の植苗地区においては、千歳の市街地と大きな差はないところです。
<p>D-8 コンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンター線は苫小牧側では長く、千歳側では短く感じる。その理由を説明願いたい。 <p>【勉強会（根志越（根志越））】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンターは、AIP公示の出発方式及び到着経路を使用しており、千歳側の深夜・早朝時間帯の出発経路は離陸後すぐ市街地を東側に大きく迂回するのに対し、苫小牧側は迂回しないことから、離発着を合算した航空機騒音の影響範囲を表すコンター図は苫小牧側の方が長く、千歳側は短くなっています。
(2) 工事一般	
<p>D-9 防音工事の遮音効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防音工事を実施することでどれだけの効果が出るのか。 <p>【旭ヶ丘、根志越（根志越）、弥生、梅ヶ丘1丁目】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年の「効果的・効率的な住宅防音対策有識者検討会」において、新規住宅（モデルハウス、一般住宅）と防音対策実施済み住宅の遮音性能を実測し、検討しました。 ・防音対策済み住宅においては、B工法で31dB～43dB（平均値36dB）、C工法で27dB～43dB（平均値34dB）の遮音効果があり、対策をしていない住宅との比較では、平均値でB工法が7dB～5dB、C工法が5dB～3dB程度の差がありました。 ・したがって、住宅防音工事を実施した住宅の方が、防音工事をしていない住宅に比べ、遮音性能が高い結果となっています。 ・また、今回の住宅防音対策は、6枠対策よりも内容を充実していることから、防音工事の実施による遮音性能は大きいものと考えています。

意見・要望	対 応									
D-10 T-2の遮音効果 ・サッシのT-2とはどういうレベルで、どの程度の遮音効果があるのか。 【旭ヶ丘、弥生、梅ヶ丘1丁目】	<ul style="list-style-type: none"> ・防音サッシの遮音効果には JIS 規格の等級があり、T-1 レベルから T-4 レベルまであります。 ・遮音効果は等級毎に 5dB 異なり、T-2 レベルのサッシは 30dB 減、T-4 レベルは 40dB 減の効果がありますが、現在は T-4 レベルを満たす一枚のサッシはなく、二重以上のサッシが必要となります。 ・T-2 のレベルは、「鉄道の車内」(70dB) の音が、「図書館」(40dB) 程度の音になります。 ・更に内窓を設置した T-4 レベルの場合は、「ホテルの室内」(30dB) 程度となります。 									
D-11 防音工事時の身体的負担 ・防音工事をする際は家のリフォームと同様、部屋を閉め切ったり家具を移動したりなど、身体的・精神的にも影響があるものとする。道としてはどのように考えているか。 【旭ヶ丘】	<ul style="list-style-type: none"> ・防音工事の実施により皆様には身体的・精神的にもご不便やご不安をおかけして誠に申し訳ありませんが、騒音の影響をできるだけ少なくし、安心できる暮らしを確保していきますので、何卒ご理解をお願いいたします。 ・また、内窓の設置であれば、工事期間が短縮できるため、ご負担をより緩和できるものと考えています。 									
D-12 内窓の規格 ・内窓の規格の説明がないが、どのような窓を使用するのか。 【勉強会（旭ヶ丘、寿）】	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の対策の防音サッシ（T-2）に、内窓 5mm の単板ガラスの樹脂サッシを組み合わせることにより、遮音性能は T-4 になると想定しています。 ・したがって、内窓は 5mm の単板ガラスの樹脂サッシとします。 									
D-13 サッシの価格 ・サッシの遮音性能によって価格が異なるのか。性能別でどの程度なのか。 【梅ヶ丘1丁目】	<ul style="list-style-type: none"> ・調査したサッシメーカーの定価は次のとおりです。 ※標準的なサイズ：W1690×H1370、開閉方式：引き違い、2枚建、サッシの色：白（工事費、消費税除く） <table border="1" data-bbox="1086 981 1892 1101"> <thead> <tr> <th>性 能</th> <th>価 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T-2</td> <td>107,700 円</td> <td>樹脂・複層ガラス</td> </tr> <tr> <td>T-1</td> <td>99,200 円</td> <td>樹脂・複層ガラス</td> </tr> </tbody> </table>	性 能	価 格	備 考	T-2	107,700 円	樹脂・複層ガラス	T-1	99,200 円	樹脂・複層ガラス
性 能	価 格	備 考								
T-2	107,700 円	樹脂・複層ガラス								
T-1	99,200 円	樹脂・複層ガラス								
D-14 枠拡大の時期 ・住宅防音対策の工事が全て終わってから枠拡大になるのか。 【寿】	<ul style="list-style-type: none"> ・枠拡大については 6 枠合意時と同様、合意を得た後に速やかに国土交通省へ枠拡大と A I P への登載を依頼します。 ・住宅防音対策工事については、騒音の影響の大きい地域を優先して進めますが、今回は 6 枠対策時と異なり一定期間での集中対策を行わず、期限を定めずに皆様の住宅事情やリフォームの時期と合わせるなどして実施していく考えなので、ご理解をお願いします。 									
D-15 経年住宅対策（塗装） ・経年対策で屋根と外壁の塗装をしてほしい。 【寿】	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の住宅防音対策の補完において、内窓設置等を実施しない場合は、寝室の静寂な室内環境の確保が期待される屋根、天井又は壁の工事を選択可能としたところです。 ・また、今回の地域振興対策で設置する基金により、防音機能の維持・拡充等に資する事業を実施することも可能としたところです。 									

意見・要望	対応
<p>(3) 遅延便</p> <p>D-16 遅延便</p> <ul style="list-style-type: none"> 遅延便についてはどのように対応していくのか。 時間帯制限で、例えば24時を過ぎてしまうようなことがあった場合、厳格に取り扱うのか。 <p style="text-align: right;">【寿、弥生】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遅延便については、緊急又はやむを得ない状況にある場合を除き、極力、発生しないようにする必要がありますが、近年、多数発生しており、道は、今年5月に、遅延便の解消に向けて、国や航空会社に強く申し入れを行ったところです。遅延が常習的に発生している便については、早期に改善されるよう、今後とも適切な対応を求めてまいります。 また、今後、天候等により0時以降の遅延が発生する場合も考えられることから、その状況を踏まえ、国や航空会社に申し入れを行うなど、適切に対応してまいります。
<p>(4) 飛行経路等</p> <p>D-17 標準飛行経路（夜間）の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> 経路外を飛行していることがあるので、今後飛行しないようILS進入を徹底してほしい。 <p style="text-align: right;">【駒里、根志越（中央長都）】</p> <p>D-18 飛行経路の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地上空を避けるような航路設定を。 <p style="text-align: right;">【旭ヶ丘、寿】</p> <p>D-19 飛行経路の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> 日没から日の出までの間、駒里上空での視認飛行は行わないでほしい。 <p style="text-align: right;">【駒里】</p> <p>D-20 使用滑走路の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> A滑走路とB滑走路では使い方が異なる。B滑走路なら国有地に近く、地域への影響は少なくなる。使い方により、騒音を少し静かにできないか。 <p style="text-align: right;">【弥生】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国に確認したところ、22時以降翌朝7時までの間は、全てのジェット機は、緊急又はやむを得ない状況にある航空機を除き、標準計器出発方式及び標準到達経路に従うとAIPで規定されており、「緊急又はやむを得ない状況」以外に駒里上空を飛行することはないとのことなのでご理解をお願いします。 AIPでは、22時以降翌朝7時までの間は、全てのジェット機は、緊急又はやむを得ない状況にある航空機を除き、標準計器出発方式及び標準到達経路に従うと規定され、千歳側の出発経路は離陸後すぐ市街地を大きく迂回するよう設定されていますが、到着経路は悪天候等でも安全な到着が可能となるようにILSを使用し、市街地上空を直進進入することとなりますので、ご理解をお願いします。 また、航空機騒音の状況については、引き続き常時監視を実施していきますので、ご理解をお願いします。 日没後の駒里地区上空の飛行を制限してほしいという地域からのご要望については、道から国土交通省及び自衛隊に説明しており、現在、対応について検討しているところであります。 なお、22時以降翌朝7時までの深夜・早朝時間帯については、千歳側への着陸については、標準計器飛行のみであり、また、千歳側からの離陸についても、西側を大きく旋回して飛行することとなっており、原則駒里地区上空を飛行できないこととなっています。 通常、A滑走路は離陸、B滑走路は着陸に使用されていますが、滑走路の効率的な運用や航空機の安全運航に応じた運用となっているのが実態ですので、ご理解をお願いします。 なお、深夜・早朝時間帯での6便運航に当たっては、基本的にはA滑走路を使用した離着陸となっています。

意見・要望	対 応
(5) 航空機の影響	
D-21 事故への懸念 ・ 枠拡大により航空機事故の発生の確率が上がる ことへの不安がある。 【日の出南、寿】	・ 国や航空会社に対して文書で申し入れるほか、枠拡大後においても運航状況を注視し、地域協議会において状況等を適宜皆様に報告するなど、新千歳空港における航空機の安全運航の確保が図られるように努めていきますのでご理解をお願いいたします。
D-22 太陽光発電の機能停止 ・ 飛行機が来ること太陽光が遮断され、インバーターが機能停止し、得られるべき電気を失うという意見。 【旭ヶ丘】	・ メーカーに問い合わせたところ、発電そのものが停止することは通常考えられないとのことであり、そういった事例は確認できませんでした。
D-23 オイルの放出 ・ 着陸の際にオイルを放出すると聞いたが本当か。 【旭ヶ丘】	・ 国に照会したところ、そういった事例は確認できませんでした。
D-24 インターネットの切断 ・ 航空機の飛行による電波障害によりインターネットが遮断される。 【根志越（根志越）】	・ 国に照会したところ、そういった事例は確認できませんでした。 ・ 無線 LAN に原因不明の無線障害が発生する場合は、機器のメーカー等へのご相談をお願いします。
D-25 航空機の発光ライト ・ 直下に住んでいるが、北向きの玄関の窓から、航空機のライトの光が入ってくる。 【旭ヶ丘】	・ 運航に係る地域住民の皆様のご懸念を国や航空会社に伝えていくとともに、枠拡大後においても運航状況を注視していきますので、ご理解をお願いします。
(6) 協議のあり方	
D-26 地域振興対策の検討 ・ 郊外での対策を軽視せず、住民の要望をしっかりと受け止めた対応を求める。 【旭ヶ丘、根志越（根志越）、根志越（中央長都）】	・ 地域からのご要望に対しては、誠意を持って対応していきますので、ご理解をお願いします。
D-27 質問・意見に対する回答 ・ 質問や意見に対する答えを、説明会での説明だけではなく、文書で回答してほしい。 【旭ヶ丘、梅ヶ丘1丁目】	・ ご質問・ご意見については、地域協議会を通じ、文書で回答いたします。 ・ また、工事の内容や今後の手続きなどについては、皆様に分かりやすく、丁寧な説明に努めていきますので、ご理解をお願いします。
D-28 防音工事の説明手法 ・ 工事の内容や今後の手続など分かりやすく説明してほしい。 【旭ヶ丘、日の出南、弥生】	

意見・要望	対応
(7) その他	
D-29 遅延便に対するペナルティの徴収 <ul style="list-style-type: none"> 遅延便については成田空港と同様にペナルティを徴収し、基金に積むなどの策を講じるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 成田空港では、カーフェュー（離着陸制限）の弾力化として、一定の条件の下で、離着陸を制限している 23 時から 24 時の間に着陸料を 2 倍支払う（ペナルティ）ことにより着陸を認めていますが、新千歳空港においては、遅延便を発生させないことが重要であることから、成田空港と同様に取り扱うことは適当ではないと考えます。 航空会社から地域振興のために協力を得るべきというご意見については、ペナルティの徴収以外にも方法はあると考えますので、その方法を航空会社と協議していきます。
D-30 二世帯住宅の取扱い <ul style="list-style-type: none"> 二世帯住宅の場合、工事の対象室は一軒分と見るのか、二軒分と見るのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅防音工事の対象住宅とは、住民票上の世帯数によるものであり、一世帯で一軒の扱いとなります。 したがって、いわゆる二世帯住宅の防音工事の扱いは、住宅の形状（玄関が二つあるなど）や不動産登記（区分登記されている）によるものではなく、住民票上で世帯分離されていれば二軒分、同一世帯とされていれば一軒分と見なします。
D-31 防音建具機能復旧工事におけるサッシの交換 <ul style="list-style-type: none"> 覚書では、6 枠対策で「設置した防音サッシが現にその機能の全部又は一部を保持していない場合」と限定しているが、6 枠対策の防音サッシが壊れた場合のみ交換するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 6 枠対策時に設置した防音サッシは、今回の対策で使用するものとは機能が異なるため、壊れていなくても、今回使用する T-2 レベルのサッシに交換します。 なお、住宅防音工事標準仕様書においても、その旨明記します。
D-32 内窓の交換 <ul style="list-style-type: none"> 防衛省の工事対象室に既に内窓が付いている場合、今回の補完対策で交換は可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅防音工事の補完で行う「内窓の設置」には、内窓の取替も含むこととし、防衛省の工事対象室に既に内窓が付いている場合についても、居住者個人による設置や、防衛省による原状復旧の場合にかかわらず、取替が可能です。 なお、防音建具機能復旧工事や新規及び建替の住宅防音工事でも内窓設置の選択が可能ですが、この場合も同様です。
D-33 工事の優先順位 <ul style="list-style-type: none"> 身体的弱者を優先してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 優先順位については、騒音の影響度合いに加え、障がい者や介護の必要な方のいらっしゃる世帯などに配慮します。
D-34 防音工事の実施状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> 防音工事が開始された後、工事の進捗状況を報告してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 6 枠合意時や機器更新時と同様に、地域協議会において工事の進捗状況等を報告します。
D-35 工事の実施期間と予算確保 <ul style="list-style-type: none"> 住宅防音対策の実施期間は示さないのか。また、必要な事業予算を確保できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施期間については、住宅のリフォームの時期などの都合に合わせた工事ができるよう、期間を設定せず、毎年度、予算を確保しながら実施します。 必要な予算の確保に当たっては、工事の意向調査を行った上で、事業の実施に必要な予算を確保できるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

<参考>

町内会からの意見等への対応 索引（一覧）

1 発着枠拡大について

番号	区分	意見・要望	町内会名
A-1	(1) 枠拡大への不安	深夜早朝時間帯の増枠への不安	旭ヶ丘、根志越(根志越)、弥生、日の出南、寿
A-2		枠拡大への懸念	寿
A-3		北海道発展と住民生活	梅ヶ丘1丁目
A-4		枠拡大に反対	旭ヶ丘
A-5		更なる枠拡大への懸念	旭ヶ丘
A-6	(2) 深夜時間帯	時間帯制限の短縮	旭ヶ丘
A-7		深夜時間帯の増便の可能性	梅ヶ丘1丁目
A-8		深夜貨物便の運航停止	寿
A-9	(3) 地域への影響	騒音による宅地の価値への影響	旭ヶ丘
A-10		経済効果	旭ヶ丘、寿

2 住宅防音対策について

番号	区分	事項	町内会名	
B-1	(1) 対策の基本事項	ア 対策区域	6枠合意後に編入された区域の取扱い	あけぼの
B-2			6枠対策時の準対策区域	あけぼの
B-3			対策区域の拡大	根志越(根志越)、根志越(中央長都)
B-4			工法区分の見直し	旭ヶ丘
B-5			工法区分のかさ上げ	日の出南
B-6		イ 区域指定日	新たな区域指定日後の住宅への対応	弥生
B-7			区域指定日	弥生
B-8	(2) 住宅防音工事	ア 工事の内容	防音建具機能復旧工事ができなかった住宅への対策	勉強会(旭ヶ丘)
B-9			工事内容の拡充	梅ヶ丘1丁目、寿
B-10			C工法の内容拡充	日の出北
B-11			工事内容の選択	日の出南
B-12			新規住宅と経年住宅の対策	勉強会(寿)
B-13			ペアガラスの使用	若葉団地、日の出北
B-14			サッシの取替に伴う外壁工事	若葉団地、日の出北
B-15			防衛省と同じサッシの取付	旭ヶ丘

番号	区分	事項	町内会名		
B-16	(2)住宅防音工事	ア 工事の内容	既存サツンの原状復旧	日の出北	
B-17			内窓の原状復旧	若葉団地、日の出北	
B-18			内窓の設置	寿	
B-19			防衛省対象室への内窓の取付	日の出北	
B-20			外断熱仕様の住宅における防音工事	若葉団地、日の出北	
B-21			外郭防音工事	旭ヶ丘、日の出北、寿	
B-22			ユーティリティへの対策	若葉団地、日の出北	
B-23			経年住宅のバリアフリー化	勉強会(旭ヶ丘)	
B-24			防音工事と補償金の選択	旭ヶ丘	
B-25			移転補償	寿	
B-26			防衛省に準拠した工事の内容	梅ヶ丘1丁目	
B-27			イ 工事の対象	防音工事実施済住宅	あけぼの
B-28				6枠工事実施部屋	日の出南、若葉団地、日の出北
B-29		建替住宅		根志越(中央長都)	
B-30		指定日後住宅		旭ヶ丘、弥生	
B-31		集合住宅アパート、マンションへの防音対策		勉強会(旭ヶ丘)	
B-32		「差室なし」「差室あり」住宅		若葉団地、日の出北	
B-33		差室の取扱い		日の出南	
B-34		防衛省対象室の実施		日の出南	
B-35		増築した部屋		若葉団地、日の出北	
B-36		機器更新したレンジ扇を交換		日の出南	
B-37		暖房機器の更新		梅ヶ丘1丁目	
B-38		ウ 工事の回数		住宅防音対策の更新	旭ヶ丘
B-39			対策の回数	梅ヶ丘1丁目	
B-40			対策の根拠と時期	梅ヶ丘1丁目	
B-41		エ 工事の時期	予算の上積み	寿	
B-42			手続方法	寿	
B-43		オ 他の空港	成田の対策内容	旭ヶ丘	
B-44		カ 防衛省	防衛省の防音工事の額	旭ヶ丘	
B-45			防衛省と合同工事	旭ヶ丘	

3 地域振興対策について

番号	区分	事項	町内会名
C-1	(1)安全・安心な生活の確保	交番の設置	勉強会(旭ヶ丘)
C-2		防災対策の実施	勉強会(旭ヶ丘)
C-3		防災無線の整備	旭ヶ丘、寿、勉強会(弥生、梅ヶ丘1丁目)
C-4	(2)豊かで質の高い生活の確保	生活道路(寿道路)の整備	勉強会(寿)
C-5		街路灯等のLED化	勉強会(梅ヶ丘1丁目)
C-6		流雪溝の整備又は移動式融雪機の設置	勉強会(梅ヶ丘1丁目)
C-7		運動施設などの整備	勉強会(旭ヶ丘)
C-8		公園の整備	勉強会(寿)
C-9		温水プールのリニューアル	勉強会(寿)
C-10		町内会館の建設、改修 コピー機の設置	梅ヶ丘1丁目、勉強会(駒里)
C-11		温水プール利用料の半額化	旭ヶ丘
C-12		防犯灯電気代への助成	旭ヶ丘
C-13		航空券の半額又は無料	旭ヶ丘
C-14		光回線の敷設・Wifiアンテナ整備	根志越(根志越) 根志越(中央長都)
C-15		電気代への助成	旭ヶ丘
C-16		固定資産税や上下水道料金の緩和	旭ヶ丘
C-17		(3)産業の振興	企業誘致
C-18	温浴施設の活用		根志越(根志越)
C-19	官舎や社宅などの誘致		駒里、根志越(根志越)

4 その他

番号	区分	事項	町内会名
D-1	(1)騒音一般	騒音の実測	梅ヶ丘1丁目、日の出南
D-2		騒音の影響	弥生
D-3		Lden57dBの音の程度	あけぼの
D-4		不快に感じる騒音レベル	梅ヶ丘1丁目
D-5		枠拡大に伴う騒音影響	あけぼの
D-6		国際線の運航	あけぼの
D-7		苫小牧側との騒音被害の違い	寿
D-8		コンター	勉強会(根志越(根志越))

番号	区分	事項	町内会名
D-9	(2) 工事一般	防音工事の遮音効果	旭ヶ丘、根志越(根志越)、弥生、梅ヶ丘1丁目
D-10		T-2の遮音効果	旭ヶ丘、弥生、梅ヶ丘1丁目
D-11		防音工事時の身体的負担	旭ヶ丘
D-12		内窓の規格	勉強会(旭ヶ丘、寿)
D-13		サッシの価格	梅ヶ丘1丁目
D-14		枠拡大の時期	寿
D-15		経年住宅対策(塗装)	寿
D-16	(3) 遅延便	遅延便	弥生
D-17	(4) 飛行経路等	標準飛行経路(夜間)の遵守	駒里、根志越(中央長都)
D-18		飛行経路の変更	旭ヶ丘、寿
D-19		飛行経路の遵守	駒里
D-20		使用滑走路の変更	弥生
D-21	(5) 航空機の影響	事故への懸念	日の出南、寿
D-22		太陽光発電の機能停止	旭ヶ丘
D-23		オイルの放出	旭ヶ丘
D-24		インターネットの切断	根志越(根志越)
D-25		航空機の発光ライト	旭ヶ丘
D-26	(6) 協議のあり方	地域振興対策の検討	旭ヶ丘、根志越(根志越)、根志越(中央長都)
D-27		質問・意見に対する回答	旭ヶ丘、梅ヶ丘1丁目
D-28		防音工事の説明手法	旭ヶ丘、日の出南、弥生
D-29	(7) その他	遅延便のペナルティ徴収	
D-30		二世帯住宅の取扱い	
D-31		防音建具機能復旧工事におけるサッシの交換	
D-32		内窓の交換	
D-33		工事の優先順位	
D-34		防音工事の実施状況の報告	
D-35		工事の実施期間と予算確保	